

## 安全保障柔道整復師会・安全保障鍼灸マッサージ師会 賠償責任保険制度のご説明

安全保障柔道整復師会  
安全保障鍼灸マッサージ師会

### ■特徴

当会が契約者となって、会員が行う3つの業務（**往療診療を含みます**）と施設に対する賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。保険料は会費から充当させていただいておりますので、会員から直接お払い込みいただく保険料はありません。ご契約期間は1年ですが、更新手続きも当会が行いますので、原則的には当会を脱退されるまでは補償は継続されます。

### ■保険契約者

安全保障柔道整復師会・安全保障鍼灸マッサージ師会

### ■被保険者

本会の承認を得て、被保険者となられた方

### ■保険の種類

#### I. 柔道整復師賠償責任保険

柔道整復師およびその業務の補助者が日本国内で行った柔道整復業務により発生した他人（その柔道整復行為の対象となる方）の身体の障害(注)について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して、保険金をお支払いする保険です。

(注)人のケガや病気をいいます。これらによって後遺障害が生じた場合および亡くなられた場合を含みます。

#### II. カイロプラクティック賠償責任保険

施術者が施術行為により発生した他人（その施術行為の対象となる方）の身体の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して、保険金をお支払いする保険です。

#### III. 鍼灸マッサージ師賠償責任保険

国家資格を取得しているあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師およびその業務の補助者が日本国内で行った当該業務遂行中に発生した事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して、保険金をお支払いする保険です。

#### IV. 施設賠償責任保険

被保険者が所有、使用もしくは管理する保険証券記載の施術所（設備を含みます。）において、偶発的な事故により、他人の身体障害または他人の財物を滅失、き損もしくは汚損したことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して、保険金をお支払いする保険です。

■ 補償内容について

支払 限度 額	柔道整復師・鍼灸マッサージ師・ カイロ業務に基づく事故	対人	1事故	5,000万円
			1年間	1億5,000万円
		免責金額		なし
		建物や設備に基づく事故	対人	1事故
	1年間			1億5,000万円
	対物		1事故	500万円
	免責金額		なし	

■引受保険会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社（幹事）  
東京海上日動火災保険株式会社（非幹事）

■取扱保険仲立人

ワールドインシュアランスブローカーズ株式会社

■ご契約期間

4月1日より1年間

■中途加入における補償の開始

毎月末4営業日前（申込締切日）までに、当会への入会申込および入会審査が完了した会員につき、**締切日の属する月の翌月1日16時より**補償が開始されます。

■本会脱退の際のご注意

本保険制度において、対象となる事故は、事故の発生および事故の発見が共にご契約期間内であることが必要です。従って、事故が発生（施術）した時点において、本会会員であったとしても、事故の発見（患者から連絡を受ける）が、本会脱退後であった場合は、保険の対象となりませんので、十分ご注意ください。

■ 事故が起こった場合

損害賠償請求がなされた場合または損害賠償請求がなされる恐れのある状況を知った場合（事故が発生した場合を含みます。）には、ただちに当会に次の事項をご連絡ください。ただちにご連絡をいただきませんと保険金が削減される場合がありますのでご注意ください。

- 損害賠償請求を最初に知ったときの状況
- 事故発生の日時・場所
- 被害者の住所・氏名
- 事故の状況・原因

※ご連絡いただいた内容は、当会から取扱保険仲立人/引受保険会社へ通知されます。

※保険会社の承認なしに示談されますと、保険金が削減される場合がありますのでご注意ください。

※保険金請求権については時効（3年）がありますので、ご注意ください。

安全保障柔道整復師会/安全保障鍼灸マッサージ師会

TEL：03-5533-0578/03-5533-0579

FAX：03-5533-0580